

◆屋根工事の点検商法にご注意！ 1頁

◆消費生活に関する相談窓口のご案内 4頁

発行
横須賀市消費生活センター
横須賀市小川町11番地
横須賀市役所本館2号館1階市民相談室内
電話 046-821-1312
相談 046-821-1314
FAX 046-821-1315

屋根工事の点検商法にご注意！

～他にも給湯器・床下・排水管など手口は様々～

全国の消費生活センターに寄せられる「屋根工事の点検商法」に関する相談が増加しています。

点検商法とは、「近所で行う工事の挨拶に来た」などと言って突然訪問し、「屋根瓦がずれているため点検してあげる」と言って点検した後、「このままだと瓦が飛んでご近所に迷惑がかかる」などと不安をあおって工事の契約をする手口です。

2022年度の屋根工事の点検商法に関する全国の相談件数は過去5年で最も多くなり、2018年度の約3倍になっています。

また、契約当事者の8割超が60歳

以上で、特に高齢者に注意してほしいトラブルです。

悪質な業者は巧妙なトークで消費者に近づき、本来消費者が望んでいない高額の屋根工

事を契約させています。他に給湯器・床下・排水管の点検など様々な手口があります。

今回は、屋根工事の点検商法について、最近の相談事例や典型的な勧誘トーク、消費者へのアドバイスをご紹介しますので、注意しましょう。



相談事例1

「屋根瓦がずれているのが見えた」と来訪した業者との契約をクーリング・オフしたい

昨日、自宅に突然、「近くで工事をしているが、屋根瓦がずれているのが見えた。写真を撮って点検します」と言って業者が来訪した。気になっていたもので頼むと、2人で屋根に上り、撮影した瓦の写真を見せられた。「このままでは雨漏りするので工事は早いほうがよい。今なら資材の持ち合わせもあり、割引する」と勧誘され、約100万円で瓦を固定する工事の契約をした。契約後、業者が帰ってから調べると、応急処置の工法のようなので工事をやめたい。まだ工事前だが、この契約はクーリング・オフできるだろうか。

相談事例2

屋根・外壁・床下等の修繕を次々と勧誘され契約した

1年半程前、屋根の無料点検をしているという業者が訪れ、点検後に屋根工事を依頼した。その後、「外壁にも

ひびが入っている」と言われたのを皮切りに、屋根裏のウレタン吹き付けや床の補強、床下除湿の換気扇設置等次々と勧誘され、合計500万円以上も支払ってしまった。修繕から半年後に外壁に新たなひびが出てきたので、業者に保証修理を依頼したが、何度電話しても「都合がつかない」と言われ、ついに連絡が途絶えた。どうすればよいか。

相談事例3

「近所で工事している」と言うので点検を依頼したが、近所で工事をしている業者ではなかった

昨日、隣家の新築工事をしている業者だという男性2人が訪ねてきた。「工事の音はうるさくないか」と聞かれた後、「お宅の屋根が剥がれていて外れそうだ。ついでに直してあげる」と言われ、見てもらった。屋根の写真を何枚か見せられ、「雨漏りの心配もある」「すぐに修理したほうが良い」と言われたが断った。2人が帰った後に、隣家で工事をしている業者に尋ねたら、「われわれとは関係ない」と言われ、うそだとわかった。今後どう対応したらいいか。

相談事例からみる 勧誘トーク



訪問・点検のきっかけ となるトーク

- ・ 近くで工事をしている者です
- ・ 工事の挨拶に来ました
- ・ 瓦がずれているのが見えましたよ
- ・ 屋根が浮いているみたいですね。
無料で点検してあげます
- ・ 近所をドローンで撮影していたら
屋根が傷んでいるのが見えました
- ・ 知り合いに業者がいないなら見て
あげますよ

消費者の負担が軽くなると 思わせるトーク

- ・ この場で契約するなら特別に安く
しますよ
- ・ 通常より大幅に割り引いた価格
です
- ・ 台風で壊れたことにして保険金を使
って修理すればいいじゃないで
すか
- ・ 保険申請の手続きもしてあげます

次々に違う工事やサービスを 勧誘するトーク

- ・ 外壁も傷んでいて工事が必要
です
- ・ シロアリがいたので駆除しなけ
ればいけません

消費者の不安をあおる トーク

- ・ このままだと台風が来たら雨漏り
しますよ
- ・ 瓦が飛んで近所の人にも迷惑が
かかってしまいます
- ・ すぐに直さなければ大変なことに
なります
- ・ ドローンで見るとこんなに傷んで
います

消費者へのアドバイス

- (1) 突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう
- (2) 屋根工事はすぐに契約せず、十分に検討したうえで契約しましょう
- (3) 保険金を利用できるというトークには気をつけましょう
- (4) クーリング・オフ等ができる場合もあります
- (5) 少しでも不安を感じたら、すぐに消費生活センターに相談しましょう

身近な高齢者を守るために

消費生活センターへの相談は、家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも可能です。高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、不審な人間が出入りしていたり、困った様子がうかがえたりしないか等、日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、身近にいる周りの方が変化にいち早く気づくことが重要です。身近な高齢者のトラブルに気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。

(参考) 独立行政法人 国民生活センター「屋根工事の点検商法のトラブルが増えています」 https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20231011_1.html
イラスト提供：神奈川県 2013

消費生活に関する相談窓口のご案内

●横須賀市消費生活センター（横須賀市にお住まいの方のみ）

相談受付時間：月曜から金曜（年末年始・土・日・祝休日を除く）

午前9時～午後4時

電話番号：046-821-1314

※消費生活センターは、令和5年5月8日から横須賀市役所本館 2号館 1階 市民相談室内に移転しました。電話番号に変更はありません。

土曜日のご相談は **かながわ中央消費生活センター**

相談受付時間：月曜から金曜（年末年始・祝休日を除く）

午前9時30分～午後5時

土曜日

午前9時30分～午後4時30分

電話番号：045-311-0999

おかしいなと
おもったら!

いやや

局番なしの **188**
最寄の相談窓口につながります!!